

返還期限猶予の期間が終了する皆さんへ

返還期限猶予が終了し、口座振替による返還が始まりますが、
返還が引続き困難なときは以下の対応をご検討ください

減額返還を申請する

- 減額返還は返還月額を2分の1または3分の1または4分の1または3分の2に減額し、適用期間に応じて返還期間を延長するものです
返還期間を延長しても利息は増えません。また、返還総額は減額されません
- 至急、同封の「奨学金減額返還願」と必要な証明書を郵送してください
- 申請は口座振替が条件です。口座登録はスカラネット・パーソナルから可能です

返還期限の猶予を申請する

- 将来への負担を少しでも軽くするために、減額返還をおすすめします
- 至急、同封の「奨学金返還期限猶予願」と必要な証明書を郵送してください

スカラネット・パーソナルからの申請が便利です

- 減額返還・返還期限猶予とも書面申請よりも早く、Web サイト上で審査結果が確認できます
- 申請ができる条件は
 - ① マイナンバーを提出済み、
 - ② 延滞していない、
 - ③ 月賦返還中、の方
- 対象となる事由は
 - a 新卒等、
 - b 経済困難、
 - c 失業中、
 - d 生活保護受給中（返還期限猶予の申請のみ）



【スカラネット・パーソナル】

■スカラネット・パーソナルとは

- ◇ ご自身の奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧できる情報システムです
- ◇ ご利用には、口座振替番号、ユーザID・パスワード・奨学生番号が必要です



マイナンバー未提出の方は願出と一緒に必要書類をご提出ください



- ◇ マイナンバーを提出することにより、一部の証明書の提出が省略できます
- ◇ 提出済の方は再度提出する必要はありません
- ◇ マイナンバーの提出状況は、スカラネット・パーソナルで確認することが出来ます。

詳しいことを知りたいとき

【本機構Webサイト:返還が難しくなったとき】

- ◇ 本機構のWeb サイトをご確認ください
- ◇ 願出の提出先は



〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 宛

※上記の郵便番号と宛名のみで届きます

※マイナンバーを提出する際は簡易書留で送付してください